

# 第15回

## 多重債務者対策本部有識者会議

2010年3月26日

金融庁 総務企画局

午後5時01分 開会

○吉野座長 それでは、時間になりましたので、まだ遅れて来られる委員の先生もおられますけれども、ただいまから第15回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきたいと思っております。

きょうは皆様、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は公開となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、開催に当たりまして、大塚副大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思っております。

○大塚副大臣 ご紹介いただきました大塚でございますが、きょうは有識者会議の皆様方にはご多忙のところお集まりをいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

後ほどご説明をさせていただきますが、改正貸金業法の完全施行に向けて、行政として、政府としてどのような対応をとるべきかということの検討を進めてまいりましたので、きょうは私どもの考え方の是非をお聞かせいただきまして、会議の委員の皆様方からご指導を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○吉野座長 どうもありがとうございます。

それでは、きょうの審議の進め方についてご説明させていただきたいと思っております。

本日の議題は、貸金業制度に関するプロジェクトチームの検討状況についてでございます。ご承知のように18年に成立いたしました改正貸金業法は、ことしの6月までに完全施行されるというふうになっております。

他方、改正貸金業法の附則には、改正後の規定を円滑に実施するために講ずべきさまざまな施策の必要性の有無について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行うと、ということが規定されております。この附則に基づきまして、関係省庁である金融庁、消費者庁の副大臣、政務官、それから法務省の政務官をメンバーといたしまして、貸金業制度に関するプロジェクトチームが昨年11月に設置されております。この貸金業制度に関するプロジェクトチームは、その下に事務局会議というのが設けられておりまして、昨年12月以降、13回にわたりまして会議が開催され、幅広く関係者の方々からヒアリングが実施されました。本日はこのヒアリングなどを踏まえまして、改正貸金業法を円滑に実施するためにどういう方策が必要かというプロジェクトチームの検討の結果を昨日水曜日に、お手元でございます資料のとおり、改正貸金業法の完全施行についての座長試案という形で公表をされております。きょうはこの座長試案の内容につきまして大塚副大臣からご紹介いただき、その後皆様から忌憚のないご意

見をいただければというふうに思っておりますので、まず最初に大塚副大臣からお願いいたします。

○大塚副大臣 再び私のほうからご報告をさせていただきます。

お手元に、3月24日付の私の名前のカバーレターのついた資料がございますので、それをご用意いただきたいというふうに思います。

まず、報道等でご承知のこととは思いますが、去年の秋から今日に至るまでの経緯を冒頭に簡単に申し上げたいと思います。

新政権が発足をいたしまして、金融庁としてもいろいろな課題があったわけでございますけれども、そのうちの1つが、改正貸金業法を本年、完全施行するかどうかということでございました。いろいろなご意見がございまして、やはり完全施行を延期すべきではないかというご意見から、厳格に完全施行すべきであるというご意見まで、幅が広いご意見があった状況でございますが、政府、そして金融庁、あるいは関係省庁内で検討を進めてまいりました結果、そもそもこの改正貸金業法が全会一致で成立をした法律であるということに加えて、多重債務問題の解決に向けて、着実に歩みを進めるべきであるという観点に立ちまして、完全施行ということ自体は実施をさせていただきたいという判断に至りました。

ただ、そうは言いましても、なかなか影響が大きい問題であるということも事実であります。また、法の内容あるいは解釈の仕方、また施行規則等の詳細について、必ずしも十分に定義をされていない点等がございましたので、そういうことに対する的確な対応によって、激変緩和措置を講じながら改正貸金業法の完全施行をさせていただきたいという方向で検討を進めてまいりました。

以上は、ページで言いますと1ページのところに書かせていただいた内容をざっとご説明した次第でございます。

2ページから3ページにかけては完全施行に関する論点でございますので、これはもうきょうお集まりの委員の皆様方にご承知のことばかりと思っておりますので、割愛をさせていただきまして、早速どのような激変緩和措置を念頭に置いているのかということをご説明申し上げたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

そもそも多重債務問題を解決するための政府の役割というものがございまして、今回の対策というのは、原則として借り手の皆様が目線に立った考え方をしようということで議論を進めてまいりました。

まず第1点が、総量規制、収入の3分の1、完全施行と言いましても、例えば施行日の翌日に3分の1以上借りている者を全部返してくださいというふうに言い得るのかということ、これはなかなか難しいことであろうという判断から、総量規制に抵触された方の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進ということをぜひさせていただきたいと思っております。つまり徐々に借入残高を減らしていくという措置を確実に行っていくと。ちょうど去年の12月に、随分報道等でお耳に入ったことかと思いますが、中小企業金融円滑化法というものが施行されましたが、あれは企業版の条件変更対応ということでございましたが、この1番も貸金業者から借入れをしていらっしゃる個人事業者あるいは個人の皆さんの条件変更対応とも言えますし、借換え対応とも言えますし、いずれにしても残高を徐々に減らしていくという形で、最終的には3分の1に着地するための詳細を府令等で定めるとともに、事業者の皆さんにも協力をさせていただくという、これが非常に大きな柱でございます。

2番目は、個人事業者の皆さんが提出する事業計画等の記載事項の簡素化です。これも実は事業計画、そして収支計画、資金計画、3計画を提出すれば、個人事業者の皆さんは総量規制の例外として借入れを行うことが可能ともなっているのですが、一体それはどのようなものであるかということが非常にあいまいであったことから、計画そのものは簡素なものをお出しただければそのような対応ができると。ただし、借入過多にならないように、しっかりと貸す側にもレンダーズ・ライアビリティを考えながらご対応いただきたいというふうに思っております。これも実は先ほど申し上げました中小企業等金融円滑化法の中で、条件変更をしても、経営計画等をちゃんと出せば貸出債権の分類を変えないという対応を去年行ったわけですが、そのときも経営計画というのを中小零細事業者の皆さんは銀行が拘子定規に要求するような固いものはなかなかつくれないし、それをつくる時間的余裕もないといういろいろなご意見がありましたので、そこのところを弾力化をさせていただいたわけですが、それと似たような考え方から、今回もこの3計画について簡素で現実的なものにするという対応でございます。

3番目は5ページになりますが、個人事業者の皆さんの事業所得の中から年収というものを定義させていただきたいということでございます。今申し上げました2番目は、あくまで事業としての借入れは3計画を出せば借り入れられるということですが、例えば個人で事業をやっている方、どのような職業を例にとるのがいいかはよくわかりませんが、例えば大工さんというお仕事をしていらっしゃる方が事業所得として仕事をした売り上げをカウントしてしまうと、個人としての借入れができないこととなりますので、当然事業所得も年収として認

識されるべきであるということで、事業所得を年収として定義させていただくというのが3番目でございます。

それから、4番目がもともと改正貸金業法の中に総量規制の適用除外と例外が認められているわけですが、これらの分類を明確にするということでもあります。6ページをおめくりいただきますと、方策のところに記載がございますが、総量規制の「適用除外」及び「例外」に分類される貸付けについて再検討を行い、例外に分類される貸付けのうち、資産の裏づけがある貸付け、つまり有価証券担保ローン、不動産担保貸付、あるいは将来的なキャッシュフローにより返済能力がある貸付けについては、「適用除外」に変更するということでもあります。

また、後ろのほうで出てまいります、こういうそもそも「適用除外」や「例外」があるということが周知をされていないということもありますので、後ほど申し上げる広報のところでも徹底をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、5番目は、今までは原則として借り手の皆さんの目線に立ったという対応でございますが、そうは言っても貸金業を営んでおられる業者の皆さんの負担というのも大変重いものになってまいりますので、少しでも配慮させていただける点はないかということで、貸金業者の皆さんの事務手続の円滑化を図るための措置の検討ということでございます。方策といたしましては、①にございますように、リボルビング契約に関する指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査の結果、自社の極度額と他社の借入残高の合計額が100万円超となる場合には、貸金業者は1カ月以内に借り手から年収証明書の提出を受けることが必要とされますが、今回、完全施行の際の経過措置として、年収証明書の提出期間を延長するというのが一つでございます。

それから、2番目が、同様の契約に関する指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務は、延滞等のため新規貸付けを停止している場合であっても解除されません。しかしながら、やむを得ない事由により新規貸付を停止している場合にまで、返済能力の定期的な調査を義務づける必要性は必ずしも高くないという判断から、今回、延滞等により新規貸付けを停止している場合には、返済能力の定期的な調査義務を解除するというのを考えております。

3番目は、やはり同様の契約において、貸付残高が10万円以上の場合には、指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査が必要とされておりますが、しかし、実態を調べてみますと、極度額を10万円に設定している場合が比較的多いということございまして、10万円の者にかかる調査のコストが大きいという実態がございます。そこで、これを「10万円以上」から「10万円超」に変更をさせていただきたいということでございます。

4番目は、年収証明書について、給与の支払明細書を用いる場合には、2カ月分以上の提出が必要とされますが、地方税額が表示されている給与の支払明細書の場合には、1カ月分でも年収計算が可能であることから、今回1カ月分でもいいというふうに対応させていただきたいというふうに思っております。

次に、6番目でございますが、健全な消費者金融市場の形成と。そもそも委員の皆様方はご承知のとおり、我が国ではいわゆる金融機関が、この貸金業者の皆さんが担っている市場に必ずしも十分な資金供給をビジネスとして行い得ていないということがございますので、金利のイールドカーブで言いますと2つのこぶができてきているような状態で、低いほうのこぶは通常の金融機関、高いほうのこぶは貸金業者の皆さんという、そういう構造になっているのを、できれば1こぶになるような、そういう健全な消費者金融市場を形成するための努力について、これを機会にぜひしっかり、政府としてもこれを進める努力をいたしたいと思っておりますし、金融機関の皆さんにもご協力をいただきたいというふうに思っております。

8ページをごらんいただきますと、方策のところにもそのようなことを記載させていただいております。

次に、8ページの7番でございますが、多重債務問題を解決するという、その対策という観点から申し上げますと、王道はやはり徐々に多重債務状態から開放されていくために、新規の借入れは生活再建や事業再生のための多様なセーフティネットをぜひご活用いただきたいということだというふうに思っておりますので、7番は消費者向けのセーフティネットの充実・強化、利用の促進ということを掲げさせていただいております。

例えば、①には生活福祉資金貸付制度の体制を強化するということが挙げられています。例えば連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ、債務整理のための手続費用等にも貸付けを可能とするなど、今の生活福祉資金貸付制度をより利用しやすくするというようなことが既に実施されておりますので、これを広く周知していくことなどを念頭に置いております。

ページをお進みいただきまして、②番にありますように、貸付事業を行う地域生協の県域規制の緩和を検討するということが掲げさせていただいております。

また、③番として、多重債務者向けのセーフティネット貸付を実施している労働金庫等の金融機関に対して、その取組の一層の推進を要請させていただきたいと思っております。

④番目は、生活困窮者向けの貸付けに取り組むNPOバンクの活動を支援する観点から、NPOバンクについて貸金業法に関する一部適用除外措置を講じるということも念頭に置かせていただいております。

ここまでは主に個人に対するセーフティネットの問題でございましたが、中小企業あるいは個人事業者の皆さんのセーフティネットという点では、9ページから10ページにかけて2つ記載をさせていただいております。

第1点は、各地の商工会、商工会議所等について、以下のようなことを要請させていただくということで、10ページに記載してございます。これは商工会、商工会議所等において、弁護士、会計士等の専門家の皆さんとも連携をしていただいて、経営改善や資金繰りの指導をぜひ善意を持って行っていただきたいということでございます。やはりお一人で何枚ものカードを持って、そのカードからのキャッシングで事実上の個人事業の運営をしている方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう形ではいつまでも安定的に事業を続けることがなかなかできないという観点から、ぜひ商工会等には相談窓口を設けていただきたいというふうに思っております。

また、②でございますが、政策金融機関を含めた金融機関におけるこうした事業者の皆さんへのきめ細かい対応を図らせていただきたいと思っております。

金融担当大臣である亀井大臣は、この半年間、「金融機関等の社会的責任」という表現をよくお使いになられるわけでありますが、政策金融機関を含めたその他の金融機関の皆さんにも「社会的責任」をぜひご認識いただいて、免許事業者としての責務を果たしていただくということを念頭に置いております。

経営相談等の実施に当たっては、必要に応じて弁護士や商工会、商工会議所との相談を活用させていただきたいと思っております。

そして、8番もいわば王道の1つでございますが、当然、多重債務者の皆さんのカウンセリング、そして相談をしっかり受けるという体制をつくらなくてはいけないと思っております。これは時間軸で短期的な対策と中期的な対策ということで整理をいたしました。短期的には、完全施行まであと3カ月足らずでございますので、まずは①にございますように、金融庁、消費者庁、あるいは地方公共団体、きょうは弁護士会の宇都宮会長にもおいでいただいておりますが、弁護士会あるいは司法支援センター、司法書士会等々の皆様方にしっかりと改正貸金業法の周知にご協力をいただきたいと思っております。もちろん周知をするためのポスターとか、機材については政府のほうでもしっかり検討いたしまして、例えば、法律事務所には全部張っていただく等々のことも含めて、ぜひご協力をいただきたいと思っております。

そして、②番は、今申し上げましたような団体の皆様方には、相談にしっかり応じていただきたいと思っております。

③は、各地の財務局におきましても、同様に窓口を設けさせていただき、また国全体で見ますと何十万人という規模にもなるというふうにも言われておりますので、相談員の方の数を確保することも必要でございますので、④として、相談員の方のスキルを高めていただくことも含めて、マニュアルなどの完備もさせていただきたいというふうに思っております。

⑤番は、そうしたことに関する相談窓口で尋ねられることの多いQ&Aなども至急、可及的速やかに作成をさせていただきたいと思っております。

そして、中長期的には、①にありますように、ご本人たちが対面でいろいろ相談をせずとも、例えば自己診断をできるような、イエス・ノー判定ができるような何か、最近はインターネット上でもそういうことができるいろいろな分野のツールがありますので、そういったことなどもしっかりと対応させていただきたいと思っておりますし、②にありますように、相談員の研修プログラムについて、これから議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう1つの方策として、これは11ページから12ページぐらいに記載をさせていただいておりますが、弁護士会、司法書士会の皆様方に関して、過払い金返還請求に関する自主的な対応を要請させていただきたいというふうに思っております。これは弁護士、司法書士の皆さんの報酬について、顧客に対して事前説明の履行の徹底をしていただく、あるいは広告内容の適正化、弁護士、司法書士等の皆さんの社会的責任に応じた自発的な対応を促進させていただきたいというふうに思っております。

9番でございますが、当然スピルオーバーしていった皆さんが、いわゆるヤミ金融、あるいは最近はソフトヤミ金という言葉もあるようでございますが、そうした業態で思わぬ被害に遭われないように、この取り締まりについては警察当局等とも相談をしてしっかりさせていただきたいと思っております。

そして、13ページの最後の10番でございますが、冒頭申し上げましたように、何よりも周知徹底が最も重要だというふうに思っております。3分の1までの総量規制が入るということをしかりご理解いただければ、おのずと生活設計をされる方々がかなりいらっしゃるはずであるというふうに考えておりますので、この広報活動については政府全体でしっかりと対応させていただきますが、今までも幾つか申し上げた中にも入っておりますが、関係の団体の皆様方にも各般のご協力をいただいて、成果を上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上、私のほうから説明をさせていただきました。大変恐縮ですが、途中で私は15分か20分中座をさせていただきますが、その間は田村政務官のほうが対応をさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

○吉野座長 大塚副大臣、どうも簡潔にご説明をありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の本多といいます。

苦勞されて座長試案をつくっていただいて、ありがたいと思っております。

そこで、若干幾つかの問題点が指摘されるんじゃないかというふうに思いまして、別刷りのやつで、座長試案の問題点・意見というふうに資料を添付しております。その関係で若干お時間をいただきたいというふうに思っています。

1つは、総量規制の問題で、借換えの問題なんですけど、一本化の借入れが15%から18%だということになるとすごく高くなるというふうに思いますので、一本化の利率は7.5%としてはどうだろうか。これは施行規則の中のNPOバンクの金利規制に合わせて、7.5%ぐらいではどうかというふうに思っています。

それから、借入れについての借換えなんですけれども、これは借入残高が確実に減る場合のみという条件をつけて府令の改正をしていただきたいなど。総量規制に抵触ということは、利息制限法に引き直しをして、それでも債務額が年収の3分の1を超える場合にという形で限定したほうがいいのではないかというふうに思っております。大事なのは、やっぱり返済能力の証明。

次に、個人事業者の関係ですが、返済能力の証明が必要だと思いますね。そのためには、返せない借金を負わせてしまうのでは問題になると思いますので、個人事業者の事業計画の問題では、少なくとも返済能力をきちっと明確に証明できるような文書をやっぱり整理してやっていく必要があるのではないかと。その関係で、私の意見の中の1ページの一番下のところからですが、事業所得を総量規制の年収とするという場合のことなんですけど、2ページ目にちょっと書いてありますが、事業所得の定義を明確にする必要があるのではないかと。その点では確定申告における所得金額を総量規制の基準となるように決めるとか、あるいは所得税の確定申告では収入金額から諸経費を引いて実質に生活に使える部分ですね、実質収入を所得金額としているわけですから、これをもって事業所得とすべきではないかというふうに思っています。

それから、4番目ですが、総量規制の適用除外の関係ですけれども、やっぱり明確にする必要があるというふうに思います。有価証券についても、上場証券とか、国債、地方債に限定す

る、あるいは不動産担保については路線価格を基準とした担保評価をし、その限度内で貸付けをすとか、そう明確にする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、説明の中で自動車担保貸付というのにちょっと触れていましたので、1つの事例として出ているんですが、これには中古車だとか、いろいろありますので、自動車担保貸付には利用させないというふうに明確にしたほうが良いというふうに思っています。

それから、5番目ですが、事務手続の円滑化に関する関係ですけれども、事業実態を見ると極度額が10万円に設定している場合が多いということなんですが、実態として本当にそうなのか、何か具体的に根拠があるのかどうか、そこを示していただければありがたいと思います。

それから次に、年収の証明書なんですけれども、1カ月の給与明細書ということになるわけですけれども、途中退職ということも考えられます。最近解雇だとかということもありますし、少なくとも1カ月でオーケーという場合には、勤続年数が複数年にわたってやっているという場合に限るとか、そういうふうにする必要があるんじゃないかなと。ボーナス時期など一時的に月収がふえるというものもあって、過大評価をしてしまう危険性があるように思いますので、複数年にわたって勤続年数が安定しているという場合に限るというふうにしたほうが良いというふうに思っています。

それから、銀行や信用金庫が貸付けに消費者金融の部分に参入するというのは非常にいいことだというふうに思います。その説明の中に入っているんですが、貸金業者などの保証機能も活用しつつあるというふうに指摘されているんですが、これは非常に危険じゃないかなと。一たん支払いが滞った場合に、代位弁済をしたサラ金業者が直ちに厳しい取り立てに来るということですので、保証会社については、信用保証協会とか、銀行がもともと持っている子会社の保証会社に限定すべきじゃないかなというふうに思っています。

それから、保証料については、みなし利息の規定を厳格にやっぱり適用すべきだというふうに思っています。

それから、セーフティネット貸付ですが、生活福祉資金貸付制度というのはまだまだ使い勝手が悪くて、そもそも広報が全く不十分です。借りられなくなって来る方々への貸付けという点では、厚労省や中小企業庁などがこの制度についてもっともっと広報をしっかりとっていく必要があるように思っています。それから、この貸付制度については、予算措置もしっかりしてもらわないと、実質的な有効性がないというふうに思いますので、ぜひ予算措置もつけていただく。それから、生活福祉資金貸付制度について、その回収について、これは貸付けをした担当者とか、現場の責任者の責任だみたいな言われ方をされているように思いますので、そうい

う責任を転嫁するようなことはしないようにしていただきたいと。

それから、もともと今失業中で、低収入の方で、そういう人に貸付けをしてしまって、実際には就職活動がうまくいなくて、その後生活保護を受けて、その中から返済をというふうに求められるケースがあるんですね。そういうことのないようにするためには、もともと無理な方々にはやっぱり生活保護を優先させるというふうにしないといけないんじゃないかというふうに思っています。

それから、中小企業の個人事業者向けの貸付制度ですけれども、決済までに結構時間がかかるんですね。ですから、少なくとも早目に事務処理期間を明示して、その期間内でしっかり貸付けが実行できないと、結局絵に描いた餅になってしまいますので、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、カウンセリングと相談に関係する部分ですけれども、ここでは消費者団体等が連携をしてというふうに弁護士会とか、司法書士会に「消費者団体等」というふうに出ているんですが、ここの部分をぜひ全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の加盟、今、全国で89の被害者の会がありますけれども、「被害者の会」などと、それから具体的に信用できる活動実績のある各民間団体をきちっと明記していただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから次に、弁護士さんによる債務整理の関係なんですけれども、本当に広告を出して、過払い金だけしかやらないとかという被害が、債務整理の二次被害と言っています。私たちは二次被害の110番活動をやって、124件の相談が寄せられましたけれども、1万7,000円の過払い金返還請求をするのに、これは高松の人なんですけれども、広島県の福山簡裁に訴状を出した。3回行ったというんですね。結局費用が15万円かかったという、それを請求されているんです。これはもう本当に論外の話でして、やはり債務者の生活の立て直しを図る、損害を回避する、そういうことをやっぱり明確にするべきじゃないかというふうに思っています。

それから、過払い金返還については、前にも私は一回言いましたけれども、貸金業者にやっぱり自主的に返還を促進させるという措置をぜひ講じていただきたいというふうに思います。過払い金返還の発生事由をやっぱりわかりやすく示したパンフなどを掲示し、貸金業者の店頭やATMのところにも掲示するとか、そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思っています。貸金業者の利用者が1,376万人というふうに言われています。平均的な利用者が6.2年、10年以上が28%と言われていますね。利息制限法で計算を引き直しますと、債務は確実に減っている。さらに7年以上支払っている方がいらっしゃいますので、その方々は確実に

過払いになっていると思われま。したがって、これはぜひそのようにしていただきたいというふうに思っています。

それから、ヤミ金の取り締まりについては、警察庁、警視庁なども一生懸命取り組んでいただいて、確実に被害は減っているというふうには思います。そこで、相談窓口のところでは先ほど言ったように、被連協、被害者の会をやっぱりぜひつけ加えていただきたいことと、それから警察の現場への啓蒙とか、教育をぜひ徹底してほしいし、ヤミ金融については返済義務のないことをしっかり明示してもら。最高裁判決をやっぱり熟知させて現場での対応をぜひ警察官の方々にはお願いをしたいというふうに思っています。

それから、10の広報活動ですが、これは先ほど言ったように、「消費者団体等」という部分については、私たちの被害者の会とか、実績のある民間団体とぜひ明記をしていただきたいというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。よろしくお願いたします。

○吉野座長 ありがとうございます。

田村政務官、お願いたします。

○田村政務官 大変貴重なご意見をどうもありがとうございました。

副大臣がちょっと中座して、また戻ってまいりますけれども、その間私がお答え——お答えというか、若干コメントをさせていただきたいと思。います。

いろいろと本当にご意見をいただきました。最初の一本化の借入利息についてですけれども、利息をさらに下げるべきという議論は、今まで正直なところ行っておりませんので、ただ、プロジェクトチームでの共通見解に近いとは思。いますけれども、やはりそもそも総量規制に抵触しているという、ある程度借りているという者であるわけですが、人によっては7.5%以下にすると、業者自体がそれを認めないとか、場合によってはそもそも利益が出ないどころか、赤字になってしまうと、その分に関してですね。そこはやはり経費もかかりますので、まさにNPOはNPOだから、ノン・プロフィットだからこそ7.5以下でもできると。他方、そこはやはり民間企業でありますので、いろいろその点について、業者は個別に全く違うんでしょ。うけれども、例えば中小貸金業者ですと、経費のコストが20%超えるというふうに言う人もいます。そこは正確にはわかりません。ただ、いずれにしても、7.5%以下では非常に厳しいだろうというの。はありますし、それを強制するのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

あと、非常に専門的なご意見を幾つもいただいておりますので、そこはしっかりとご意見を

踏まえて、これはあくまで座長試案でございますので、取り入れるべきところはしっかりと取り入れさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

あと、すいません、ちょっとまたもしかしたら戻るかもしれませんが、3ページ目の6.の①に関して若干、副大臣からもう既にご説明をさせていただきましたけれども、6.の①というのは、座長試案で言いますと8ページの上のほうになります。特に注意書きをごらんいただくといいと思うんですけども、現時点でまさに銀行、信金といった金融機関が無担保・無保証の個人向け融資というのは、やはりノウハウが非常に不十分でなかなかできないと。だからこそ一部のメガバンクはノンバンクを子会社化しているわけでありまして、そもそもここにお書きになっていただいているような信用保証協会、あるいは銀行が持っている保証会社に関しての融資というのは既にもうやっている範囲でありますので、ここに座長試案の注意書きで書いておりますのは、当面まだノウハウがない中で、やはり与信ノウハウというのは貸金業者のほうを持っていると。ですから、銀行だけのノウハウでは貸せないと、融資者でも貸金業者が保証することによって新たに貸し付けるということもあるだろうと。それは結局個別の審査になりますけれども。そういったまさに総量規制の完全施行によって、なかなか貸金業者から資金を借りれないとか、そういった方々に対する経過措置としてもやはりこういったことはやってもらったほうがいいだろうという判断でありますし、当然、ここに方策でも書いてありますように、しっかり適切な審査をしているかとか、あるいは当然取り立てに関しては過剰な取り立てをしないといったようなことは、金融庁の監督指針をしっかり改正をして対処していきたいというふうに考えているところであります。

あと、7.以降は、大変貴重なご意見をいろいろいただきました。副大臣から申し上げましたように、まさにこの場でもご意見をいただいて、まさに担当省庁が別になるものがほとんどでございますので、まさにセーフティネットは厚生労働省、あるいは地方自治体、そういったところにしっかりと要請をしていきたいということでありますし、よりいい形での要請にしていくべく、皆様のご意見を踏まえて考えさせていただきたいと思っているところであります。

7.以降で、あるいは今度新たに会長になられました宇都宮先生もおっしゃっていただいておりますけれども、おめでとうでございます。まさに会長にもPTでのヒアリングにもお越しをいただいて、日弁連としての実績、取組は不十分だということは当時、よりしっかりとしなければいけないというふうに先生からもおっしゃっていただいておりますので、そこは宇都宮会長のもとでしっかり取り組んでいただけるんだらうというふうに大いに期待をしておりますけれども、そこは日弁連さん、そして司法書士会さんにもしっかりPTとしても要請はさせて

いただきたいというふうに思っているところであります。

また、ほかのご意見をしっかり踏まえて、またさらに検討していきたいと思えます。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 一応私は日弁連の会長は4月1日からですので、まだ会長ではないんですけれども。

今、田村政務官もおっしゃられたとおり、やはり総量規制が導入されますと、年収の3分の1以上借り入れた人が相当いるということを聞いていますので、適切な相談窓口に誘導することが極めて重要な活動になるだろうと思っております。その関係で、短期的な施策として4月から6月にかけてキャンペーンをやりながら、関連団体、本多委員が話されたように被害者団体等も含めて、総力を挙げて相談活動を行って、そして総量規制に引っかかるような債務者についてきちっと相談をしていくということは重要な取組になるだろうと思っております。それに関して日弁連も全力を挙げてこの取組をやりたいと思っております。そういう面では、借換えというのも重要ですが、我々の経験からすれば、多くの多重債務者は債務整理をすることによって債務が軽減されたり、負担が軽くなっていますので、借換え以上に相談活動の広報と取組というのは極めて重要になってくると思っております。

それから、その絡みで、さらには、先日ですかね、TBSのニュースでありましたけれども、ヤミ金が跋扈するんじゃないかというような報道がありましたけれども、現場の我々の感覚では今のところヤミ金が跋扈する状況ではないんですけれども、いざ総量規制が実施されるとなると、やはり返済資金に窮した人がヤミ金の被害に遭う可能性がありますので、特に警察庁におかれましては、特に総量規制が導入される前後において、ヤミ金の取り締まり、摘発の強化をぜひお願いしたいと思っております。

それから、その債務整理に絡んで日弁連、日本司法書士会連合会に対して過払い金請求等に関連して厳しいご指摘をいただいております。日弁連は、昨年7月、債務整理事件、過払い金請求事件については、あくまでも債務者の経済的更生、生活再建が目的であるという視点に立って、債務整理事件処理の原則的なことをガイドラインでまとめまして、さらに今年に入ってから3月18日に実態調査を踏まえてガイドラインの改正も行っています。また必要があれば、私が会長になった後、新しい執行部でもこういう広告規制の問題とか、手数料規制の問題について必要があれば検討をしたいと思っております。

それから、日弁連の取組としては、きょう資料として配付されていますけれども、やはりリ

一マンショックの後、中小企業の経営というのは非常に厳しい状況に置かれています。中小企業は400万社は超えると言われてはいますが、個人の債務者に対する取組は今まで比較的全国の弁護士会等でやられていたんですけども、中小企業をターゲットにした取組が弱かったので、日弁連としては中小企業支援センターを立ち上げて、ひまわりホットダイヤルということで、中小企業に対する相談体制を組んでいます。そして、半年間は相談も一切無料ということでキャンペーンをやっていますから、4月1日、ちょうど私が会長になってからスタートしますので、関連部局においてもこういう取組を紹介していただけたら助かる中小企業の方も多んじゃないかと思います。

それから、セーフティネットの関係で、先ほど生活福祉資金の点は指摘されていますので、この点についてはさらに広報等、今の社会福祉協議会でちゃんと相談に応じられる体制にきちっと取り組むことが重要だと思います。生活福祉資金貸付の利用者というのは低所得者層、一定の所得水準以下の所得階層に限られているわけですけども、現在、信用情報機関には200万以上の人が延滞情報に載っています。過去、この間破産した人も、大体10年間で200万人ぐらいになるんじゃないかと思いますが、そういう層はほとんど事故情報に載っていて、新たな借入れができない状態です。しかしながら、例えば子供さんの就学資金とか、場合によっては病気の治療費が現在では自分の収入では払えないと、そういう場合の借入れの必要が出てきたときに、事故情報に載っていますから借りるところがないんですね。ある程度以上の収入の人に対しては、この生活福祉資金貸付制度では対応できないんですね。その辺を何か、今、労金さんなんかでそういう層をターゲットにした、事故情報に載った人をターゲットにしたセーフティネット貸付の検討がされているということをお聞きしましたけれども、ぜひ金融庁におかれましても、低所得者じゃないけれども、一回債務整理をして事故情報に載って借入れができない、だけど、どうしても子供の進学のための資金が必要だとか、病気等々、急な必要が出てきたときに、融資を受けられるセーフティネットがありませんので、その辺をカバーするセーフティネットをぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○吉野座長 よろしいですか。

ほかにご意見はいかがでしょうか。須田委員、いかがでしょうか。

○須田委員 ちょっと遅れてきたので、まだ全部目を通していませんけれども、とりあえずざっと目を通したところと、あとこれまでのちょっと認識からお話ししますと、ちょっと入っていないと、私がちらっと見たところではそういう認識を持っているんですけども、指定

信用情報機関に対する加入状況ですね。これは一部指摘によると、相当業者の加入状況が悪いと言ったらいいのですか、まだまだ非常に不十分。つまり6月から本当に完全施行するのかどうかという見通しが立っていない状況の中で、先送りされるのではないかなどなどの一部見方があったために加入が立ち遅れていると。それが完全施行とともに混乱を招くのではないのかというような指摘があるんですけども、その辺の加入状況であるとか、要するに業者サイドに対する広報活動、広告活動というのもちよっと盛り込んでいかないと、やはり貸し手サイドの混乱が起りかねない状況というのがあるのではないかという感じがするんですけども、その辺いかがでしょうか。

○吉野座長 指定情報機関の場合、特に小さい業者さんの場合、すごい何かオンラインみたいなものがないといけないのであると、なかなかこういうところはできないと思いますから。

○須田委員 そうですね。

○吉野座長 では、お願いいたします。

○斉藤金融会社室長 今、直近の貸金業者の登録者数が4,300余りでございますが、ちょっとすいません、正確な数字を今持っておらないんですけども、たしか今、信用情報機関に入っていない業者さんが2,000にはいっていなかったかなと記憶しております。ただ、指定信用情報機関というのは、個人向け貸付をする業者さんだけが加入義務がかかっている、法人向けだけをやっている業者は必ずしも指定信用情報機関に入る必要がありません。例えばリース会社であるとか、グループ内金融だけを行っているような業者は、必ずしも指定信用情報機関に入らなくてもいいので、例えば今の4,300幾つといったものの全部が加入していなければいけないということではないとご理解をいただきたいと思います。

他方、ただ、それにしても全部ではないだろうというご指摘はそのとおりでというふうに思っております、1つには貸金業協会と信用情報機関の方で協力をして、会員の業者さんでまだ未加入の方にできるだけ早く申請をして入ってくださいというお願いをしています。また行政側でも、今後になってしまいますけれども、こちらのほうからちょっと指示を出して、各財務局、それから都道府県の当局の方に、加入実態の把握とそれから加入の態勢について要請をしていきたいというふうに思っております。

○須田委員 3カ月ほどかかるという話、要するに加入を申請してから実態上バックし始めるのに3カ月ぐらい物理的な時間がかかるというふうな指摘もあるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○斉藤金融会社室長 そこは必ず最低3カ月かかるというわけではないようでございます。

○須田委員 つまり3月末を今迎えているわけですよね。そうすると、3カ月とすると間に合わないんじゃないかという。

○斉藤金融会社室長 ですので、そこは当局としても、それから協会としても、そこは懲遷させていただきたいと。ただ、聞いている限りでは、最終的に本当に完全施行されるのかどうかというのを見極めてから、今後事業を続けるのかどうかと、あるいは登録はするけれども、新規貸付は個人はしないというような判断をすとか、いろいろな各業者さんのお考えがあるのでございまして、そういうことがあるので進んでいない部分はあったかと思えます。けれども、いよいよ指定もしましたし、時間もなくなってきたので、そこは強く要請をしていきたいと思っております。

○吉野座長 小さい業者の方が簡易に情報機関と情報を交換できるという、そういう方法も少し考えていただくといいかもしれないと思うんですけれども。ありがとうございます。

高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 私は貸金PTで政務官には意見を申し上げたので、副大臣がいらしたときに意見を述べさせていただきたく、もしほかの方がいらっしゃいましたらお先に。

○吉野座長 いかがでしょうか。

佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 いえ、特にないです。

○吉野座長 池尾先生。

○池尾委員 私はちょっと非常に僭越な言い方になりますが、この座長試案は非常によくできているという印象を持っておりまして、本多さんからは幾つか注文がついていましたが、私はこの内容に関しては基本的に支持したいというふうに思っております。ただ、前から申し上げていることで、かつ金融庁自体の所管を越えるような話になってしまうわけですけれども、やはり多重債務問題の基本的背景には、低所得とか、貧困の問題があるということで、低所得とか、貧困の問題が放置されている限りは、貸金制度を、極端な言い方をすると、幾らうまくいっても問題が解消するということは期待し得ない。金融というのは本来的に流動性を提供するだけで、贈与じゃありませんから、所得を補うことには時間を通じて見ればならないわけですけれども、でもどうしても当面の所得を補う必要があって、金融に頼らざるを得ないという、そういう層がいる限り、幾ら取り締まっても、ヤミ金を撲滅してしまうことはどうしてもできないというふうな、そういう問題が残るわけで、基本的背景としての貧困、低所得問題というものに、冒頭に申しましたように、金融庁としての管轄でそれに取り組むことはできないにし

でも、内閣、政府としては、基本的にそういうことについて取り組んでいただくということで、そういう取組とこの貸金制度の完全施行を目指したさまざまな措置等の連携のようなものをより明確にさせていただくということがあっていいんじゃないかというふうに思っております。

それで、それが総論で、基本的に高く評価して支持したい。ただ、今申し上げたような問題が根本にあるので、そこの取組を政府としてはやはりより明確になるような形で方策を展開していただきたいということが基本です。

それは前提として、あとはもう一つだけ、非常にささいな話で申し上げますと、方策の最初のところですが、最初の1のところの論点の2番目の書き振りは、矢印の2番目ですが、「総量規制の導入により総量規制に抵触する者の新たな借入れが不可能となり、返済が困難となるおそれ」というのは、読んでいて何かもっともらしいんですが、これは借りて返すという状況に陥っているということで、それがとまるのが悪いことかどうかというか、こういう状況に既になっているということがあった場合に、「おそれ」というふうを書くのかなというのは、ちょっと付け足的に細かいところでの、唯一引っかかった点として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○吉野座長 田村政務官。

○田村政務官 どうもありがとうございました。

まさに貧困、低所得者対策、政府全体でしっかり取り組まなければいけないというのはおっしゃるとおりでございまして、この多重債務者対策というのも、重要ではありますけれども、全体ではなくて、確かに部分的な対策でありますので、この多重債務者対策というか、すいません、今回のこの座長試案の対策についても各省庁と連携してまいりますけれども、関係省庁とはそこはしっかりとトータルに、中心になるのはやはり厚生労働省の生活保護ですとか、厚生労働省の失業者雇用対策ですとか、あるいは内閣府になると思いますが、意識はみんなしっかり持っておりますので、引き続きしっかり連携をしてまいります。ありがとうございます。

○吉野座長 今の池尾先生のお金を借りている人たちなんですけれども、前に申し上げたとおり、グラミン銀行でユヌス総裁にお会いしたときには、グラミン銀行がお金を貸して、それでミシンを買って、その主婦は結局それが生産に使えると所得がふえるという、そういういいふう動く貸金業であれば一番いいんですけれども、残念ながら日本の場合には低所得の方とか、貧困の方が借りる率が多いというのが問題だと思いますので。中国は、別件ですけれども、

8%の成長をいつも維持したいというのは、すべての国民がどんな層でも上がるためには8%の成長がないといけないと。まさにそういう貧困層や低所得者層も必ず所得が伸びるというのが中国では何か8%の成長率だというふうに言われているそうですけれども。

ほかにございますでしょうか。

あとじゃ、私のほうから少し申し上げたいんですが、例えば4ページの一番下の、先ほど事業とか、収支計画とか、それから給与のいろいろな証明というときに、なるべく簡単にやっていただかないと、いろいろなところが複雑ですと、現場の方々もなかなかそこで対応は難しいと思いますので、ですからやっぱりこれは実際に非常によく書かれていると思うんですけれども、実務のところではいろいろ問題が生じたときに、しっかりとそれをフォローアップしてあげて、ここをこうすればいいんですよということがすぐに相談できるようなところも、関係省庁のところにつくっておいていただければと思うんですけれども。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 座長試案の9ページの③の部分なんですが、先ほど宇都宮先生のほうから労働金庫などのセーフティネット貸付、借りられなくなった方々へのいざというときに貸付けをします。その場合、今、労働金庫のほうでいろいろさらに充実した内容のものを検討されているようです。貸付けをすると同時に、私たち全国クレ・サラ被連協の被害者の会でそういう方々の生活立て直しのための援助をします。そういう仕組みの中で、労働金庫が借りられなくなった方々の生活支援貸付をやるということのようですので、まだ試案の段階なんだろうというふうに思うんですが、それはぜひとも実現ができるようお願いをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○吉野座長 先ほど宇都宮先生がおっしゃっていた低所得層でない人で借りられたり、その巷間の方々もうまくまた生活ができるようにということだと思いますし、それから、生活支援とか、いろいろなノウハウの提供というのは、生協を通じたり、さまざまな公的な機関を通じてというところがありますから、それを連携していただくということが一番重要ではないかと思っておりますけれども。ありがとうございます。

よろしいですか。高橋先生から何かほかにございますか。

○小野信用制度参事官 先ほどご説明があった本多委員からのメモについて、若干技術的な点だけ補足させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目の今回の総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討ということで、資産の裏づけがある貸付けの意味が問題ということで、有価証券については流動性のある上場

証券、国債、地方債に限定すべきとありますが、実は現行の規制においても既にそのような対応を図っておりまして、貸金業法の施行規則を見ていただきますと、流動性のある、時価のある有価証券にもう既に限定しております。

また、不動産につきましても同じように、施行規則におきまして、不動産を担保とする貸付けにつきましても、鑑定評価額、公示価格、路線価格、固定資産税評価額等に基づき合理的に算出した額の範囲内となっておりますので、既に手当済みでございます。

また、自動車ローンにつきましても、ご承知のとおり、既に適用除外の扱いとなっているということでございます。

それから、次の3ページ目でございますが、年収証明書の話で、勤続年数が複数年にわたっている場合にのみ1カ月の支払明細書というお話でございましたが、最近の雇用不安定という状況に問題意識があるとは存じますが、そうしますと、年収証明書として認められている他の証明書、例えば、源泉徴収票とか、確定申告書も過年度分のものを用いておりますので、この話は給与の支払明細書に限定された問題ではなく、すべてにかかってくる問題、要するに年収証明書としてどのような証明書の提出を求めることが現実可能性という観点から適切かという問題に帰着してしまう、ということをご理解いただければと思います。

○吉野座長 高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 改正貸金業法の6月の完全施行のご決断と、今回お示しになりました「借り手の目線に立った10の方策」について、私は支持させていただきたいと思います。貸金PTでも強調させていただきました広報に関しては、かなり丁寧に盛り込んでいただいたということで感謝申し上げます。

しかしながら、もう何年にもわたって主張させていただいておりますセーフティネット貸付と生活再生支援に関しましては、まだ不安な点がありますので、意見を述べさせていただく前に、まず質問をさせていただきたいと思います。なぜここにこだわっているかというところ、せつかく法律を改正して、あるいは過払い金返還請求で一たん救われる人が出ても、再発を非常におそれていまして、セーフティネット貸付と生活再生支援が非常に重要だというふう思うからでございます。

この10の方策のうちのみならず7つ目、8ページ。多重債務者等の生活再生、事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化のところ。方策として、まず消費者向けのところで、①「生活福祉資金貸付制度」の体制を強化というふうであり、9ページの2行目のところに「貸付対象者に対する丁寧な相談支援を行い、生活の立て直しを支援する観点から、社会福祉

協議会に貸付担当の相談員を配置するなど資金需要に適切に対応できるよう体制の強化を検討」と書かれています。「貸付担当の相談員を配置」につきましては、その実現のプロセスについて、いつまでに、どのような方法で、どなたの責任でおやりになるのかをお聞きしたい。

続きまして、その次の②のところですが、「貸付事業を行う地域生協の県域規制の緩和を検討する」とあります。県域規制緩和をすると、地域生協がセーフティネット貸付にどんどん参入していくというふうに見ておられるのか、この辺についてご説明をいただきたいと思います。

それから、3つ目の③ですけれども、「多重債務者向けのセーフティネット貸付を実施している労働金庫等の金融機関に対し、当該取組の一層の推進を要請する」とありますが、この「労働金庫等」の「等」はどこを指すのかということと、例示として労働金庫が挙げられている理由を教えてくださいたいと思います。

続きまして、同じく方策、「中小企業・個人事業者向けセーフティネットの充実・強化等」のところですが、これは次の10ページの②のところに「政策金融機関を含めた金融機関における中小企業、個人事業者に対するきめ細かい対応を図るため、金融機関に対し、以下の点について要請する」というふうにあります。政策金融機関というのは、具体的にどこを指し、その要請はどのような形で行うのかということですね。そのまま読みますと、経営改善に向けて云々というふうなことがあるんですが、事業の将来性とか、再生可能性の判断は、今もきちんとやっているはずですが、やっていないので何かが必要というふうにおっしゃっているのか、あるいは別の方策が必要とおっしゃっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

長くなって恐縮ですが、次、方策の8つ目のところの「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」のところ。ここに関しては、関係省庁と一緒に取り組むという形ですが、関係省庁に金融庁も入っていて、金融庁傘下の金融機関もこのカウンセリング・相談のさらなる強化に取り組むように要請をお出しになるのかどうか。確認させていただきたいと思います。これは次の短期的な施策のところにも関連しますが、相談の実施に関してキャンペーンをするのは大変よいことで、相談窓口の量であるとか、質的な充実であるとかは非常に必要だと思うんですが、分断して、相談は相談、金融機関は貸付けを検討するとしたのでは、私は余りうまくいかないと経験的に思っております。やはり相談と貸付けは一体である必要があり、再生のプロセスも貸した側の貸し手責任としてやっていく必要があると思いますので、この辺の文脈について少し教えていただきたいのと、②のところに連携の強化と書いてあるんですが、今も連携しているわけなので、どこをどう強化するのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それから、中期的な施策のほうなんですけれども、自己診断システムの開発ということが書いてございますけれども、それも一つの方策だというふうには思いますけれども、今回、全体のところに触れられていませんが、多重債務に陥る原因とか、その再生がうまくいかない原因の中に、うつ病等の精神病や各種依存症があるわけです。そういう人たちは自己チェックなどはできないので、そういうことに対する手だてが書かれていないのは不安に思いました。以上の点について教えていただきたいと思います。

○吉野座長 よろしいでしょうか。お願いいたします。

○大塚副大臣 中座をいたしまして、大変失礼いたしました。ちょっと今、郵政が佳境なところで、ちょっと失礼いたしました。

途中のお話を承っていないので、少しピント外れなことを申し上げるかもしれませんが、今、高橋さんからいただいたご質問の中で、私がお答え申し上げて、足らざる点は事務局からも補足をさせていただきたいと思います。

6点ご質問をいただいたかと思うのですが、1番最後から申し上げたいのですが、多重債務に陥る原因、確かに多重債務になる背景要因のところまで踏み込んだ対応ということをここで検討していくということになりますと、それこそ我々のPTには内閣府の大島副大臣も副座長で入っていただいていたのですけれども、要は自殺対策とか、そういうことに取り組んでおられますので、そういった問題の遠因と、また今、委員がおっしゃったような遠因というのは重なっている部分があって、そういうことをここにより意識して、そのことの対策も重視するというのは的確なご指摘かと思っておりますので、そういう面をここに加筆をするべくちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

その上で、1点目から敷衍をさせていただきますと、まず9ページのところで、社福協に貸付担当の相談員を配置するという記載がございます。これはそもそも、この相談員をどういう方にやっていただくのかということなのですけれども、実は5番目の質問、つまり相談と貸付けというのは一体でなければならないということと連動していると思うのですけれども、どうということかと申し上げますと、例えば社福協に金融機関のOBの方で、そういう返済総額とか、何かそういう計算ができて、土地勘のある方に、もうリタイアして、そういうことに協力していいよというような方を、例えば全銀協とか、金融機関の団体を通じてボランティアとしてやっていただく方を配置するということは、これはお願いしようと思っっているんです。ただ、それは貸付けのことはわかっても、今度はおっしゃるように、多重債務に陥っていく、そこをカウンセリングする、そちらのノウハウというのは必ずしもお持ちでないわけでありまして、

そこをどういうふうに補強しながら、こういう相談員の方を発掘して、あるいは育成をして配置をしていくかということだと思んですが、その際に、これはほかのところで出ていた、つまり相談員の育成プログラムみたいなものと連動してくると思うんですが、もし仮にそういうボランティアに協力していいという方々が母集団としてできたとして、その方々にちゃんとカウンセリングの研修なりノウハウをしっかりと受け、吸収していただくということがあって初めて、5点目でおっしゃった相談と貸付けがいわば車の両輪となってカウンターパートになり得る、そういう人材が確保できるわけですから、そこはちゃんとこれから工夫をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の、その下にあります県域規制であります、これは例えば県境に近いところとか、そういう地理的、地勢的、地政学的に県境でびしっと切ってしまうと、なかなか十分に活用していただけないのではないかということとか、複数のところを利用できるということも多少念頭にあるのかもしれないというふうに私自身も思っておりますけれども、ちょっとここはもし足りなければ後ほど事務方の皆さんからも補足をさせていただきます。

それから、労働金庫等の金融機関の部分は、4点目の次の10ページの政策金融機関とはどこかという話とも関係してくるのですけれども、最も典型的なのは日本政策金融公庫ですよね。労働金庫や日本政策金融公庫、あるいは9ページ目のほうの労働金庫のところに「等」の中に含まれるものとしては、ほかにも例えば信金、信組の皆さんであっても、そういう商品なり、制度をつくるということは、それはできない話ではありませんので、そういうことの取組を促進することは要請をしてまいりたいというふうに思っております。そもそも健全な消費者金融市場を育成するというところでメガに対して要請しているというのも、ある意味、今申し上げたセーフティネット貸付とは違いますけれども、延長線上にある話としては、とにかく民間金融機関もちゃんと取り組んでほしいということでもありますので、そのように考えております。

それから、10ページの質問の4点目は申し上げましたとおり、日本政策金融公庫、もともと国民金融公庫とか、中小公庫が合体して今の形になっておりますので、そういうことはやっていかなければいけないというふうに思っております。

それに付随して、その下の横棒のところ、今でもやっていると思うのですが、足らざる点があるとすれば、一体何が足らざる点かというようなご下問もありましたけれども、ここはもう少し、ご指摘のとおり、一体今、何をどこまで実際にやり得ているのかということは、ここから改正貸金業法完全施行までの間に、各金融機関の実態を調査して、形だけ調べているけれども、実際はやっていないということであれば、しっかりとやる体制をつくっていかなくては

いけないというふうに思っております。

それから、5番目のご質問が11ページの②のところ、相談と貸付けのセットでなければいけないというのは先ほど申し上げましたとおりなのですが、確かに弁護士会の皆さんや司法書士会の皆様にいろいろ相談に乗っていただくにしても、やっぱりその両方のスキルをお持ちかどうかというのはなかなか悩ましいところがありますので、しかし、例えば過払い金請求などの実務をやっている弁護士事務所の皆さんであれば、そのところの貸付けの仕組みは非常によく知っていて、そういう方々が、もちろんそれは業としてやっておられますけれども、同時に多重債務者を発生させないために、もう既にその仕組みはよく知っているということであれば、今度はカウンセリングのほうのノウハウも身につけていただいて、業とは別にそういうことの相談に応じていただけるような人材として協力をしていただけないかというふうには思うところがあります。

いずれにいたしましても、宇都宮先生には今日、ご就任後初めてお目にかかりますけれども、弁護士会からは既に私のところに、広告規制の話とかでもわざわざご来庁いただきましたし、しっかり連携をさせていただきたいというふうに思っております。

小野さん、もし補足があれば。

○小野信用制度参事官 では、今の副大臣のお話に若干だけつけ加えさせていただきます。

まず、消費者信用の信用生協の問題につきましては、現在、例えば新しく県で信用生協の事業を行おうとしても、どうしても例えば、純資産要件、純資産を5,000万円準備しなければならないですとか、新しく貸付事業を行おうとすると、どうしてもシステムの準備ですとか、業務に精通した人員の配置ですとか、そういう制約がございます。このため、既に消費者信用の事業を行っている生協が隣の県に進出したほうが、立ち上がりスムーズにいくということがございます。しかしながら、現在、信用生協の事業は県の中に限るという規制がございますので、これを見直すことによって、隣県に進出して、既にあるノウハウなり、システムを利用して消費者信用の事業を行うことができるのではないかと考えてございます。実際に消費者信用の事業を行っている生協のほうからもその様な要望はございますので、厚生労働省のほうで、今後、検討を行っていくということになっているところでございます。

次に、9ページの③の「労働金庫等」の「等」は何かというのは、まさに今、副大臣がおっしゃいましたように、信金、信組、例えば宮城県の栗原市におきましては、市と連携して信金、信組がこのような多重債務者への貸付けに取り組んでおりますので、そのようなことを念頭に置いています。なぜ労働金庫かという、高橋先生はご存じのとおり、労働金庫はもともとこのような

多重債務者に対するセーフティネット貸付を行ってきておりますので、それに一層取り組んでいただきたいということもありましたので、労働金庫というのを最初の頭に出しているというところでございます。

それから、11ページの②でございますが、何を要請するのか、今までも連携しているではないかという点については、おっしゃるとおりでございますが、私どもも、例えば財務局に配置しております相談員の方の話を聞いていますと、やっぱりまだまだ地方における横のプラットフォームと申しますか、連携が必ずしも十分ではない。一緒にやればいいところを必ずしも十分にやれていない等の問題がございまして、もう少しその辺の連携をしっかりとしたほうがいいのではないかとということがございますので、その連携、その意味でも③ともかかわってまいります。例えば③で、財務局のほうで、もっと連携をよくするために、地方公共団体の相談員の方々を対象とした説明会を実施したり、また実際に地方の第一線でやっぴらる相談員の方も相談に際していろいろな悩みを抱えていると聞いておりますので、もっと地方レベルで相談員の方々が悩みを共有して意見交換等ができるような、そういう体制を組めないかということを考えているところでございます。

最後に、これも先ほど副大臣からお話ございましたが、いわゆる依存症とか、やっぱり心理的なカウンセリングが必要という問題については、私どももそのように思っております。その観点から、11ページの中期的施策の②にございますような相談員の方々に対する研修プログラム、確かに日本の相談員の方々は、高橋先生が先ほどお話しされておりましたように、フランスのようにきちっとした研修プログラムはなくて、どちらかという現場のオン・ザ・ジョブ・トレーニングで研修を行っているようなところがございまして、もう少し体系的な研修プログラム、その中には心理的なカウンセリングを含めた研修プログラムというものができないかということ、今後、消費者庁と協働して検討を行ってまいりたいと存じます。

○高橋委員 ありがとうございます。

続きまして、意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

最後のところからいえば、まさに研修プログラムが日本にないのが悩みだと思います。以前、金融庁の職員の方が寸劇もやりながらDVDまでつくったという経緯がありまして、あのときにつくったマニュアルが公的な最初のものであって、その後工夫していろいろつくっているところもあると思うんですけれども、先ほど他の委員からのご発言がありましたように、低所得とか、貧困とかという問題が非常に出てきている中で、そういう視点も入れたものが必要になってきていると感じます。それからしますと、先ほどの社協の貸付けに関するところですが、

銀行の方がボランティアで入ってくだされば、それはそれで一つよいことであると思います。フランスでも贖罪だというふうにおっしゃっていましたが、金融機関の方々が退職してから、多重債務者対策のNPOで活動したり、あるいは施設といいますか、場所を提供したりしていらしたのを見てきました。そこはそうだと思うんですが、貸金だけではない精神的な問題もあり、貧困の問題もありというところからすると、この社協の相談員さんの役割というのは、非常に強化されるべきとおもっています。貸金PTで、フランスの事例を挙げて申し上げたのですが、ソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉士の方にフランスではさらにもう一つ、家庭経済関係の資格を国家資格として取らせて、その人たちが各地の多重債務委員会とか、日本の福祉事務所に当たる自治体のアクションセンターなどに配置されているわけで、そういうことを日本も検討すべき段階にきていると思います。

余り他国のことを申し上げるのは失礼とは思いますが、私の参加した研究チームがなぜ調査したかという、1970年代に両国で同じような形で多重債務が発生した、つまりリボルビング貸付とか、低所得者等が住宅融資を受ける中で、フランスは1989年にネエルツ法という法律をつくって、多重債務に特化してかなりの政策を打った。20年たっても解決しない現状がありますが、その中で法改正を重ねたり、制度改正をしてきているんですね。貸金PTでは、イギリスの調査会社の方が、私から申し上げれば非常にバイアスのかかった報告をなさって、イギリスよしで、フランス、ドイツは成功していないとおっしゃっていましたが、これは成功とかという問題ではなくて、非常に長くかかる問題で、その対策をずっととっていかなくちゃいけない、どこかでとまる問題じゃないという認識を日本政府も持たなければいけないと思うんですね。人の再生も含めてどういう形でやっていくのかを考えたときに、例えば少し時間がかかるかもしれませんが、社会福祉士の領域にきちんと金融の知識を持った人たちを配置していくということも国として考えてほしいとおもっています。これに関しては厚労省の助成を受けてグリーンコープの研究事業として携わり、報告書も先週出しておりますので、お要りようであればお届けしたいと思います。

それから、なぜ私がグリーンコープの客員研究員でやっているかという、九州地区でもう20年以上家計診断をやって、多重債務者等の状況がある程度わかっているのと、メディアを通じてNHKの番組等で接点を持ったもので、一緒に今回の研究事業を行ったわけです。地域生協への期待があるようですが、たくさんの生協がこのセーフティネット貸付に参入しているわけでもないし、グリーンコープとか、岩手の信用生協が頭にあるかもしれませんが、そこからほとんどふえていないわけですね。グリーンコープが頑張っている山口とか、大分とか、熊

本とか、佐賀のほうに進出はしていますけれども、吉野座長がおっしゃったグラミン銀行に近いところがありまして、もともと購買生協なんですね。岩手のほうは信用生協ですけども、信用生協は日本にかなりあったものがなくなってしまって、岩手しか残っていないような状況です。そうした中で岩手の指導も受けながら、なぜ購買生協が貸し付けを始めたかという、食品の宅配代が払えない人たちが出てきて、まず組合員に対して貸し付けをする。貸し付けをするだけではなくて、生協の中で働く場も提供して、ちゃんと返せるような手だてもしながらやってきた、そういう形で根づいた。志のところから始まっていて、実際には利益は上がっていないわけですよ。言うまでもなく、人件費の問題で、調達と貸し出しの利ザヤから言えば、大きな銀行は絶対にやりたくない、よほど義務づけでもしなければ中小もやりたくないと思うんです。生協が自分たちの問題としてやっていたところに福岡県が相談窓口を組合員以外にも広げるよう委託した形です。組合員のお金で貸付けをやるわけですから猛反対があった中で、説得しながら社会福祉事業として広げていった経過がある。それを全国どこの地域にも期待するのはとても無理な話で、貸付額が5億を超えないとペイしないという状況で、今、3年間やってきて累計3億1,000万ぐらいの貸し出しなんですね。人件費持ち出しでやっているような状況を見ますと、何らかの手だてを国として講じないとだめで、地域規制を緩めただけでは広がっていかないと考えています。

その次のところに、労金のことが書いてあるんですけども、労働金庫がセーフティネット貸付けをやっているのを私は余り詳しくは存じ上げないのですが、東京都の例で言えば、相談と貸付け、再生を分担してやっておられるので、労金さんが今後全国的に展開していくには、再生支援貸付のノウハウをそれなりに駆使して取り組んでいただかなければいけないわけです。文章に書かれるとすぐにでもできるような感じを国民は抱くのですけれども、現実には相当大きな壁があるのご理解の上で、政策を展開していただきたいと思っています。

それからしますと、ここのところの書き振りにぜひ加えていただきたいなというふうに思っていますのが、地域生協のところですけども・・・。

○吉野座長 9ページのところですか。

○高橋委員 9ページのところですけども、「地域規制の緩和を検討する」ということだけではなく、多重債務者向けの相談に基づくセーフティネット貸付を実施している地域生協の当該取組を支援する、これは具体的に貸金P Tのときにも信用生協から要望が出ていたと思うんですけども、具体的には政府の機関保証の枠組みをつくって、要件に合致する者はその対象とするというふうにていただきたいと思います。フランスの場合には社会団結基金が50%入っ

て、セーフティネット貸付を実施しているんですね。そこと生活再生支援をするNPO、NGO、共済系の金融機関を中心に貸し出しが拡大し、生活再生に役立っているということなので、その辺をぜひ記述していただいて、実現に向けて検討をお願いしたいと思っています。

長くなって大変恐縮ですけれども、やはり今回の案を読ませていただいて期待するところも多い一方、多重債務問題は本当に根が深くて、時間のかかる問題なので、取組として民間が協調するとか、金融機関に要請すると言ってもそんなに簡単に動かないと私は思っています。フランスが20年やってきたのは、フランス銀行が主体の取り組みです。全国各地、110カ所の多重債務委員会の事務局もフランス銀行の支店ですし、国としてきちんと取り組んでいる。多重債務のデータも日本は民間任せですけれども、フランス銀行がブラックリストの収集とデータ管理等々を全部やっているから効果的な政策が打てるというところがあります。日本もそこまで踏み込んでいただく必要がありますし、国がセーフティネット貸付けの資金のうち50%でも保証すれば民間金融機関も動いて実現しやすくなると思いますので、ぜひ新政権はこの問題が深刻化しないよう、少しでもいい方向に向かうように手を打っていただきたいと思います。

以上です。

○大塚副大臣 いろいろありがとうございます。

今、最後のところで、フランス銀行の話をしていただいたんですが、たまたま私は前職が中央銀行におりましたので。日銀が昔は貯蓄広報委員会と言って、今は金融広報中央委員会というものを運営をしておりますけれども、きょうは関係者、オブザーバーでは出ておらないようではありますが、他国で中央銀行がそういうことをやっているということであれば、よく検討するように一回働きかけてみたいと思っております。

○吉野座長 金融広報委員会というのは資産の側をどういうふうに運用するかというところですから、負債の側のほうをぜひやっていただきたいと、そういうことですね。

○大塚副大臣 そうですね。わかりました。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。少し早目ですけれども、大体皆様のご議論も出していただきましたので、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。きょうは率直な議論を大変にありがとうございました。

では、最後に大塚副大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○大塚副大臣 きょうは本当にご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、途中で離席をいたしましておわびを申し上げますが、きょういただきました皆様

方の意見を反映すべきものは反映をする形で最終的な報告書といたしまして、金融庁としては  
亀井大臣の了承も得て、この改正貸金業法の完全施行に向けた所要の対応を進めさせていただ  
きたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

午後6時38分 閉会